

## 令和2年度 排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※ <sup>1</sup> 計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考		
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日	取得年月日
窒素酸化物濃度	51 ppm	合格	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	64 ppm	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	63 ppm	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	32 ppm	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日
硫黄酸化物濃度	0.4 ppm	合格	50 ppm 以下	※ <sup>5</sup> K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	2.2 ppm	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	2.4 ppm	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	2.5 ppm	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日
一酸化炭素濃度	4 ppm	合格	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※ <sup>6</sup> 新ガイドライン	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	※ <sup>2</sup> <3 ppm	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	1 ppm	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	5 ppm	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日
塩化水素濃度	19 ppm	合格	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	24 ppm	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	21 ppm	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	18 ppm	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日
ばいじん濃度	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日
ダイオキシン類濃度	0.000022 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格	0.05 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※ <sup>6</sup> 新ガイドライン	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	0.0000018 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格		1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下		※ <sup>7</sup> DXN特別措置法	2号煙突	令和2年9月9日
	0.00031 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格			1号煙突		令和2年11月17日	令和2年12月14日
	0.000042 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格		2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日		
※ <sup>4</sup> 水銀濃度	10 μg/Nm <sup>3</sup>	合格	—	50 μg/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和2年5月13日	令和2年6月4日
	0.018 μg/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和2年9月9日	令和2年10月5日
	0.39 μg/Nm <sup>3</sup>	合格				1号煙突	令和2年11月17日	令和2年12月14日
	9.1 μg/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和3年1月15日	令和3年2月4日

注記 上記濃度はすべてO<sub>2</sub>濃度12%換算値とします。

※<sup>1</sup>: 計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※<sup>2</sup>: 硫黄酸化物濃度の<3は、定量下限値3未満を示しています。

※<sup>3</sup>: ばいじん濃度の<0.001は、定量下限値0.001未満を示しています。

※<sup>4</sup>: 水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。

※<sup>5</sup>: 硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※<sup>6</sup>: 法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことで、

※<sup>7</sup>: 法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことで、